

第3号議案 神戸国際港都建設計画 生産緑地地区の変更について

(八多58生産緑地地区ほか3地区)

計 画 書

神戸国際港都建設計画生産緑地地区の変更（神戸市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面 積
約98.58ha

1. 都市計画生産緑地地区中、八多58生産緑地地区ほか1地区を次のように変更する。

名 称	面 積
八多58生産緑地地区	約0.08ha
伊川谷27生産緑地地区	約0.08ha

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

2. 都市計画生産緑地地区中、須磨55生産緑地地区ほか1地区を次のように追加する。

名 称	面 積
須磨55生産緑地地区	約0.06ha
須磨56生産緑地地区	約0.10ha

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

生産緑地地区とは、市街化区域内にある都市農地を計画的に保全して良好な都市環境を形成することを目的に都市計画に定めることができる地区である。

本市では、平成3年の生産緑地法の改正に伴い、平成4年に緑地機能の優れた農地等について、計画的な保全を図るため、生産緑地地区の都市計画決定を行った。

平成30年度からは平成29年の生産緑地法の改正の趣旨を踏まえ、コンパクトなまちづくりの推進と都市農業振興の観点から生産緑地地区の追加指定を推進している。

このたび、農地所有者からの意向を踏まえ、良好な都市環境の形成に資する農地について、生産緑地地区の追加指定を行う。

また、既存の生産緑地地区のうち、生産緑地法第10条第2項の規定に基づく買取りの申出があり、同法第14条の規定に基づき行為の制限が解除された生産緑地地区について、適正な保全を図ることが困難となるため、変更を行う。

(参考)変更の概要

1. 変更内容

良好な都市環境を形成するために保全する生産緑地地区の追加
農地として保全することが困難となった生産緑地地区の変更

地区名称	変更前	変更後	増減	備考
須磨 55 生産緑地地区	-	約 0.06ha	約 0.06ha	追加
須磨 56 生産緑地地区	-	約 0.10ha	約 0.10ha	追加
八多 58 生産緑地地区	約 0.15ha	約 0.08ha	△約 0.07ha	変更
伊川谷 27 生産緑地地区	約 0.18ha	約 0.08ha	△約 0.10ha	変更
変更：2 地区、△約 0.17ha 追加：2 地区、約 0.16ha				

2. 変更前後対照表

	変更前	変更後	増減
地区数	497 地区	499 地区	2 地区
面積	約 98.59ha	約 98.58ha	△約 0.01ha